歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)　一般会計等の実質収支：変更前に同じ
2　連結実質収支：変更前に同じ
3　実質公債費比率：変更前に同じ
4　将来負担比率：変更前に同じ
第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ
第8　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○総務省告示第三百九十七号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ジェイコム鎌倉	株式会社ジェイコム湘南	第ＫＴ０１６９―０１６８号	平成二十七年四月一日	神奈川県横浜市栄区笠間町、平塚市馬入の各一部、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町
土肥町テレビ共同アンテナ聴視組合	土肥テレビ共同アンテナ聴視組合	第ＴＫ００６０―００５４号	平成二十七年六月八日	静岡県伊豆市（旧土肥町字新田１４７８）

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
鏡野町	第ＣＧ００１９―００１９号	平成二十七年四月一日	岡山県苫田郡鏡野町（旧奥津町、旧上斎原村、旧富村）	岡山県苫田郡鏡野町

上越ケーブルビジョン株式会社	第ＳＥ００４５―００４１号	平成二十七年四月二十二日	新潟県妙高市、上越市（旧上越市、旧板倉町、旧大潟町、旧頸城村）	新潟県妙高市、上越市（旧上越市、旧板倉町、旧大潟町、旧頸城村、旧安塚町、旧吉川町、旧三和村）
峡東ケーブルネット株式会社	第ＫＴ００９８―００９８号	平成二十七年五月七日	山梨県山梨市、甲州市塩山地区、大和町地区	山梨県甲州市塩山地区、大和町地区

○総務省告示第三百九十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十七日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
仙台市中田地区テレビジョン共同受信施設組合	第ＴＨ００４９―００４８号	平成二十四年三月三十一日	宮城県仙台市太白区西中田１丁目から７丁目
郡山市駅前南部地区テレビ共同受信施設組合	第ＴＨ００２８―００２７号	平成二十四年五月十二日	福島県郡山市中町、駅前１丁目、本町１丁目、本町２丁目の各一部